



しゅうがくえんじょせいど 就学援助制度について

令和8年度版

出水市教育委員会

出水市では、市内の小・中・義務教育学校に就学している児童生徒のご家庭で経済的にお困りの方に、学用品費等の就学に必要な経費の一部を援助する「就学援助制度」を実施しています。

就学援助を希望される方は、下記をご確認の上、申請してください。

また、**就学援助は毎年度申請が必要**となります。昨年度認定されている世帯でも自動的に継続とはなりませんので、次年度以降も援助を希望される場合は必ず申請してください。

1 援助の対象となる方

出水市に住所を有する方で、以下のいずれかの就学援助の要件に該当する方が対象です。

ただし、**国、県又は他の市町村から、同様の目的の援助を受けている場合は対象外**となります。

- (1) 生活保護を受給している方 ※申請の必要はありません。修学旅行費のみ援助があります。
- (2) 生活保護が停止又は廃止になった世帯の方
- (3) 市町村民税が非課税若しくは減免、固定資産税や国民健康保険税の減免を受けている世帯の方
- (4) 児童扶養手当を受給している世帯の方 ※児童扶養手当を認定され、支給が停止になっている場合を除く。
- (5) その他、生活保護を受けている世帯に準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会で認定された世帯の方(申請後に所得審査を行います)



2 就学援助の内容(年額)

費目名	内容	小学校 〔義務教育学校 前期課程〕	中学校 〔義務教育学校 後期課程〕	対象者	支給時期 (予定)
学用品費	通常必要とする学用品の購入費	11,630円	22,730円	全学年	1学期分:6月下旬 2学期分:11月下旬 3学期分:2月下旬
通学用品費	通常必要とする通学用品の購入費 (新入学児童生徒学用品費を給付する場合は除く。)	2,270円		1学年を除く	
	通学用ヘルメット購入費	—	4,000円以内	自転車通学者	学校からの実績報告後の支給時期
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	校外活動に参加するため直接必要な交通費・見学料	1,600円以内	2,310円以内	実施学年のみ	学校からの実績報告後の支給時期
体育実技用具費	体育の授業に必要な体育用具費 (柔道着・剣道衣等)	—	4,600円以内	該当者のみ	2学期分以降の支給時期
新入学児童生徒学用品費	小・中学校へ入学する者が通常必要とする学用品、通学用品費の購入費	57,060円	63,000円	1学年のみ	入学後:6月下旬 入学前:前年度の3月中
クラブ活動費	クラブ活動の実施に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費	1,000円以内	18,000円以内	該当者のみ	2学期分以降の支給時期
生徒会費	生徒会費として一律に負担すべきこととなる経費	—	1,200円以内	全学年	1学期分:6月下旬 2学期分:11月下旬 3学期分:2月下旬
PTA会費	PTA活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費	3,290円以内	4,070円以内	各学校の長子のみ	
修学旅行費	修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料、その他均一に負担すべきこととなる経費	実費		実施学年のみ	実施される学期の支給時期
オンライン学習通信費	指定された教材が提供された場合の、オンライン学習に必要な通信費	15,000円以内	15,000円以内	該当世帯の長子のみ	1学期分:6月下旬 2学期分:11月下旬 3学期分:2月下旬

※新入学児童生徒学用品費は、就学前又は新入学時に申請し、認定された世帯の新入学児童生徒に支給します。

※支給費目及び金額は令和8年4月1日時点のものです。内容は変更になる可能性があります。

3 申請方法

援助を希望される方は、以下のQRコードを読み込み、電子申請してください。

なお、電子申請ができない場合は紙での申請が可能ですので、児童生徒の在籍校または教育総務課にご相談ください。



【当初申請期限：令和8年4月30日（木）】

※5月以降も申請可能です。



※5月以降申請⇒翌月から適用
(例:5月申請⇒6月分～適用)
※R8.1.2以降に転入された方はマイナンバーの記入が必要です。紙で申請してください。

※上記の期限を過ぎても申請は可能ですが、認定された際の制度の適用は申請された月の翌月分からとなり、支給額が減額されますのでご注意ください。

※年度途中でも、父母の離婚や死亡などで世帯構成が変わった、世帯の経済状況が悪化した等生活状況に変化があった場合は、随時申請することができます。その場合、認定された際の制度の適用は申請された月の翌月分からとなり、支給額が減額されますのでご注意ください。

4 審査

上記の提出期限までに申請書類を提出された方の認定・否認定の審査結果は、6月中に申請された保護者の方に通知します。ただし、未申告等で所得が不明な場合や、書類に不備等がある場合は、審査ができないため、遅れることがあります。期限後に申請された分については、書類審査が済み次第随時通知します。

5 支給方法

就学援助費は、年3回に分けて原則指定された保護者の口座に振込みます。ただし、校納金の滞納等があれば現金払いとなり、未納の校納金へ充当させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

支給対象月(4月からの認定の場合)	支給時期
1学期分(4~7月分)	6月末頃
2学期分(9~12月分)	11月末頃
3学期分(1月~3月分)	2月末頃



6 その他(必ず最後までお読みください)

- (1) 就学援助費は使用目的が定められています。また、教材費等校納金を免除する制度ではありませんので、学校への校納金は必ずお支払いください。校納金の納付状況により支給を停止することがあります。
- (2) 申請書の「世帯の状況」欄には同一生計の方全員を入力してください。就学援助では原則として、保護者と住民票の世帯が同一の場合は同一生計とみなします。「祖父母と同一世帯だが生計は別である」等の時は、同種同月の公共料金(電気・ガス・水道)の領収書や明細の写し(各世帯それぞれ3か月分)等があれば、別世帯としての取り扱いが可能です。

また、勤務、就学、療養等で別居していても、生活費、学資金、療養費等の送金が常に行われている場合には、同一生計として審査します。(例)単身赴任者は同一生計者ですので、必ず入力してください。

◆◇問い合わせ先◇◆

〒899-0292 出水市緑町1番3号 出水市教育委員会教育総務課(出水市役所4階7番窓口)
電話:63-4078(直通) FAX:62-4811 Email:kyoso_c@city.izumi.kagoshima.jp